

管理 No.	t002
--------	------

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準 (個 票)

所管部署: 農業委員会事務局
(農地係/内線:4776)

根拠区分	法律	
処分の名称	農地等の権利移動の許可の取消し	
処分権者	農業委員会	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	農地法 (昭和27年法律第 229 号)
	根拠規定条項	第 3 条 の 2 第 2 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	農地法 (昭和27年法律第229号)
	基準規定条項	農地法 第 3 条 の 2 農地法施行令 第 6 条
	処分基準	1. 処分の根拠規定 農地法第三条の二第二項 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地法第三条第三項の規定によりした同条第一項の農地等の権利移動の許可を取り消さなければならない。 (1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃貸借の解除をしないとき。 (2) 農地法第三条の二第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
		2. 農地法関係事務に係る処理基準について（平成十二年六月一日付け十二構改 B 四百四号事務次官通知） 第四 法第三条の二関係 法第三条の二の規定は、法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者について、事後においても農地等の適正な利用の確保を確認することが重要であることから、設けられているところである。 なお、法第三条の二第一項の勧告は、同条第二項第二号の許可取消の前置手続であることから、地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととし、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは必ず法第三

	条第三項の規定の適用を受けてした同条第一項の許可を取り消さなければならない。 (略) (2) 法第三条の二第二項の事務処理基準 法第三条の二第二項各号に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。 ① 法第三条の二第二項第一号の「農地又は採草放牧地を適正に利用していない」とは、法第四条第一項又は法第五条第一項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものになっている場合、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第三十条第三項第一号に該当するものになっている場合等をいう。 ② 法第四条第一項又は法第五条第一項の規定に違反して使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等を農地等以外のものになっている場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定により行う。 ③ 使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地を法第三十条第三項第一号に該当するものになっている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、同項の指導を行うこととし、法第三十二条の遊休農地である旨の通知の際に使用貸借による権利又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第三章の規定により行う。 ※裏面に続く
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	聴聞又は弁明の機会の付与
本票の作成日	平成 29 年 2 月 15 日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	